

## 第121回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和4年9月29日（木）10:00～12:15

■場 所：共用第2特別会議室（Web会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：梶浦明裕、森文子、葭仲潔

<消費者庁>

片岡政策立案総括審議官、大森消費者安全課長、池田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について
3. 個別事案について
  - (1) 選定事案
  - (2) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会

2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について

○中川委員長 それでは、ただいまより第121回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、また、本日は対面で御出席いただきありがとうございました。

本日の審議に入ります。

まずは、「消費者安全調査委員会の今後に関する検討について」の審議を行います。当委員会が今月末で活動10年目の節目を迎えるということで、10月からの第6期以降の委員会の在り方を検討し、議論を続けております。最終まとめとしては成果物を公表する予定でございました。本日、委員会としては最後の詰めの審議をしたいと考えております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○担当補佐 よろしく願いいたします。

資料が大部になりますので、まず資料の構成を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、通しページ1ページ目ですけれども、こちらは活動報告書のポイントの最新のもの

のという形になります。

通しページ2ページ以降の資料2が報告書の本文になります。

それから、通しページ33ページに、中川委員長のお名前が入った資料があるかと思えます。こちらは「設立10年を迎えるにあたっての委員長所感－消費者安全調査委員会1.0から2.0へ－」ということで、報告書の取りまとめに向けた議論を踏まえて、委員長から所感をまとめていただいたものになります。委員長からも後ほど簡単に補足の御説明をいただければと思います。

それから、資料4が通しページ37ページ以降になりますが、こちらは前回8月に御審議いただいたときからの修正履歴をおつけしたのものになります。確認の便宜のために機械的に作成しておりますので少し不自然な見え消しになっている部分がございますが、御容赦いただければと思います。

資料5が通しページ38ページ以降でして、こちらは報告書本体の修正履歴がついたものという形になっております。

それから、少し飛びまして、通しページ70ページ以降が参考資料になります。こちらは初めてお示しするものも多いのですが、あくまで参考資料として事務的に取りまとめたものがございますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

それでは、通しページ38ページにお戻りいただきたいと思えます。報告書本文についてどういう点を修正したのか、主な修正点を簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず、通しページ41ページですけれども、中川委員長から調査の体制について実はそもそも書いていないのではないかという御指摘をいただきまして、委員会の体制、それから、臨時委員、専門委員体制について追記させていただいております。

また、審議の体制として委員会の下に部会を置いて審議してきておりますので、部会についても記載させていただいております。

また、委員会と部会の役割分担について、過去の審議の中では本委員会の特徴として、部会で案をつくって委員会がそれを単に承認するというのではなくて、部会で専門的に検討していただいた上で、委員会ではさらに俯瞰的に検討を深めると。場合によっては、さらに追加の調査が必要であれば、部会であるとか事務局にその必要性を伝えて追加の調査を実施することがあるということを調査の体制として書かせていただいております。

それから、通しページ42ページの中段以降の修正ですけれども、前回の委員会後の委員長会見の中で、その被害者であるとか申出者に対する配慮というやり取りがございましたので、事案を選定、不選定の判断をした際に、不選定としたものについてもその後も継続的に注視しているものがあるということ。

それから、不選定とするに至った判断の中で情報収集したもので申出者の参考となる情報については情報提供しているということを明記させていただいております。

それから、細かい数字の更新はアップデートしたものでございますが、一つ、「事故発生から選定までの期間」というところで月単位での集計としていたのですが、やはり事故発生日から選定日までの日付、何日という日数まで入れてカウントするのが適切かと思ひまして、そのようなカウントの方法に整理させていただいております。

その関係で、例えば1か月と20日という場合には約2か月という形で書かせていただ

いておりまして、通しページ43ページの中頃にある平均調査期間が、前回の案では19か月としていたところを今は約20か月と書かせていただいておりますので、この点は明示的に述べさせていただきます。

それから、主な修正点としては49ページを御覧ください。

中頃の修正ですけれども、前回の審議で澁谷委員からいただいた御指摘だったかと思いますが、事故を選定するかどうかの判断のために事前の調査というのも行っていると。その中でどこまで事前の調査の範囲でやるのが難しいということもあり、将来的には何かのルールを整備することが必要ではないかという御意見をいただいておりますので、その点も本文に反映させていただいております。

それから、少し飛びまして、通しページ54ページでございます。

こちらの脚注のところですが、こちらは前回の審議で河村委員から、Guide51の中に、「合理的に予見可能な誤使用」の定義があること、また、その注記として、「消費者安全に関する規定で、“合理的に予見可能な使用”という用語が、“意図する使用”及び“合理的に予見可能な誤使用”の同義語として使われることが増えている」という指摘があるということを追記してはどうかという御意見をいただいております、こちらも脚注という形で追記させていただいております。

通しページ57ページのところは、先ほど御説明した審議体制のところを、委員会の専門性のところですね。それでもう一度記載させていただいているところですので割愛させていただきます。

それから、また少し飛びますが、通しページ68ページ、(補論)というところです。前回、この(補論)で記載させていただいている様々な類型、今後扱うというよりも既に扱っているものもあり、少し表現の仕方を工夫したほうがよいのではないかという御指摘をいただいておりますので、留意すべき事故類型ということで表現を改めさせていただきます。

事務局からの修正点の説明としては以上になります。

本日、委員長からも所感の紙を頂いておりますが、まずはこちらの報告書の本文のほうから御審議いただければと考えております。よろしく願いいたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

審議いたしますけれども、さらに付け加えて説明しますと、今の通し70ページですかね。資料6、これは私も今、初めて見たのですが、これは澁谷委員から御指摘があった、このデータのなものも取りまとめるべきだということで、事務局が一生懸命頑張っていたかまして、資料6を付け加えていただきました。

それから、委員長所感ですけれども、これは何ページになりますかね。

○担当補佐 33ページです。

○中川委員長 33ページですね。これは公開審議では初めて資料として出てくるものかと思えます。もちろん委員の皆様、それから、事務局の皆様はこれのもう少し前のバージョンから御存じかと思えます。

確認いたしますと、最初これは7月ぐらいい出したのですかね。どのように報告書をまとめるかという骨組みのようなものですね。在り方検討会がどのように実現されたかとい

う一つの柱と、それから、その後10年間の時代の変化によってどのように我々が変化してきたかという2本目の柱。その2つの柱の関係をどう理解するかとか、あるいは個々の項目がどちらの柱に入るのかという辺りでなかなか議論が錯綜しておりましたので、例えば、こんなふうに整理できるのではないかというので出したのが最初だったと記憶しております。

その後、これを報告書の中に全部溶け込ませるか、あるいは概要とするかという辺りもいろいろ検討したわけですが、ここに書いてあるようなバージョン1とバージョン2というのは、ちょっと役所の報告書にあまりそぐわないのではないかといいるところもあり、それとは別に、役所の報告書として淡々と書いていくものが1つあるべきだろうということで、報告書は、今まとまったような資料1、資料2のように整理し、それとは別に、私が委員長として、特にこういうことを強調したいというところ、この報告書を読まれようとする方に少しでも取っつきやすい表現はないかという、そういうことを委員長所感として述べたという形で1枚つけてはどうかという整理に委員間の打合せで、これは非公開の審議ですけれどもなってきたかと思えます。

1つだけ確認しておきますと、資料3の最初のページにある絵ですね。1と2。1というのが本来の消費者安全調査委員会の在り方検討会で構想した組織の在り方。そして、2でもう少しそれが役割を拡大してきたのではないかということなのですけれども、1を軽視しているわけでは全然なくて、1をさらに充実させる過程で2のように広がってきた。そういうイメージでこういう絵を描いているわけであります。なので、1が目立つようにここは白で書いてあるのですけれども、そういう趣旨で書いております。

ということで、報告書を中心に、必要であれば委員長所感についても、皆様から御意見をいただいて、本日、できればこれの取りまとめをしたいと考えております。

それでは、よろしく申し上げます。できるだけ皆さんから御意見いただければと思います。御意見ないしはコメントでも結構ですし、感想でも結構であります。

では、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷です。

事務局の皆さん、資料をまとめていただきましてどうも御苦労さまでございます。かなり振り返りも大変だったのではないかなと思いますけれども、やはりこれがあるのとないのとでは随分本文の理解が違うと思いますので、まとめていただけてよかったなと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

では、河村委員、お願いします。

○河村委員 取りまとめありがとうございます。

ちょっと事前に意見を言っていなかったので申し訳ないのですが、1点だけ、今日、申し上げたいことがあります。

通しページ57ページです。ここは委員会の体制のことなのでと先ほど軽く触れてスルーされてしまったのですけれども、この赤のところの最初の2行のところ「専門的知見が事務局内に蓄積されにくいとの課題が繰り返し内外から指摘されている」ということ

が消されていて、その趣旨はなくなってしまっているのです。そのニュアンスがこの文章からはなくなってしまって、その真ん中辺のほうで、「過去の経緯や専門的知見を引継ぎ蓄積していくかについては、委員会の委員及び各部会の委員が一部連続して任期を務めることで、委員を通じて専門的知見が委員会に蓄積される体制としている」と。つまり、課題というのが丸々なくなってしまって、こういう体制ですという話になってしまっているのです。今までずっとここはやはり「繰り返し内外から」と書いてあったものが消されるというのは大きなニュアンスの変更だと思いますので、私はこれは引き続き課題だと思いますので、例えばですけれども、真ん中辺の「委員又は事務局職員が」で始まるころの次の行ですね。「どのように」云々で「蓄積していくかについては」のところ、課題があると繰り返し指摘されているが、委員会の委員及び一部任期を務めることで体制としているとすとか。つまり、今、削除されてしまった赤の最初の3行のニュアンスをどこかに入れる。もう一か所入れる可能性があるとしては、今は「専門的知見が委員会に蓄積される体制としている」で終わっているところの後に、なお課題があるということを付け加えるか、蓄積していくかについては課題が指摘されているけれども、委員が連続することでという流れにするかのどちらかに。やはり課題のことを入れるということが必要だと思います。

今日になって申し訳ないです。

○中川委員長 ありがとうございます。

この点についていかがでしょうか。課題であること自体は変わっていないといえますか、それはそうだろうと思いますので。

○担当補佐 委員長、よろしいでしょうか。

○中川委員長 どうぞ。

○担当補佐 今、御指摘いただいた点については、通しページ57ページの最後のパラグラフに、委員の一部常勤化ということも以前ちょっと議論の中で出ましたので、そのこととまとめて最後の3行の中に吸収させてしまった形でちょっと修正しております、もしその事務局体制の強化及び専門性の蓄積についてはというところで、そういう内外からの指摘があったということをさらにここに追記させていただくということではいかがでしょうか。

○河村委員 そういうやり方もあると思います。

○中川委員長 では、その課題であるということは、確認的にきちんと書いておくという点については、委員から御異論はないでしょうかね。

であれば、どちらに書くかはちょっと私と事務局にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○中川委員長 文章の流れなどを見ながらということにいたしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。

これはかなり結構大変な作業だったと思いますね。もう少しスムーズにいくかなと思ったら、なかなか議論し始めると止まらないというところがありましたね。

では、水流委員、お願いします。

○水流委員 今回の箇所なのですけれども、この委員会に限らず、世の中一般的にその課題があるのだと思うのです。それに対してやはりもっと積極的に、それではいけないということで体制をこういうふうに改めていったという形の表現にしていったいいのではないかなと。難しいことで、やはりこうやって組織体制とかを工夫しない限りはなかなか難しいことと、こういったその報告書を、澁谷委員が言ったようにファクトをきちんとまとめておくとかというまとまったものがないと、みんな参考にするよりどころがないと。そういう意味でも、今回の報告書の作成であるとか、これまでのファクトを履歴として残すこととか、あと、やはり人々の中に知見がたまっていてそれが共有できる形にするというのは非常に難しい作業なので、そこを大きなものについては文書化するけれども、途中のものについては人々の中で伝授していく過程がやはりあるので、そこに対して委員を継続するとかという形でフォローしているわけで、かなりこれは緻密なやり方というか戦略的なやり方なのだと私は思うのです。

だから、それはそういう一般的な課題に対してやはり何とかしなくてはということで対応してきたという形での表現に、もし中川委員長が御覧になるとときには、私はそういう肯定的な表現で構わないのではないかと考えております。

○中川委員長 今回の御意見ですと、例えば、通しの57ページの、先ほど河村委員が最初におっしゃった修文提案ですけれども、「委員又は事務局職員が人事異動や任期満了という形で」というパラグラフの2行目について、これらについても課題であるという言葉を入れて、これについての対応策として委員会や部会の一部連続というのをやっているということをまず一回置いて、その上で、先ほど事務局からありましたように「なお」というところでは、そういう一部継続ということもやっているけれども、さらに一部常勤化という方法も必要ではないかみたいな、そういう指摘があると。2回出てくるという感じ、既に一部対応しているけれどもまだ足りないかもしれないと。そういうふうにするとうい御提案になろうかなと思うのですけれども、そう理解してよろしいでしょうか。

○水流委員 はい。委員長が1.0から2.0へと言っているところにつながるような形になればいいのかなと思います。

○中川委員長 ありがとうございます。

河村委員、お願いします。

○河村委員 やはり現状を見ても課題であるということは、いろいろと部会や何かでも指摘されているところなので、やはり課題が見つかったところについては、肯定的というよりは真摯に課題を書いて、私自身の思いとしては、事故調査機関をつくるところから運動してきましたけれども、普通の審議会とかその事務局とか、行政機関はみんなどこも人が入れ替わるわけなのですけれども、ここはたまたまこういう形になりましたが、事故調査機関をつくりたいと言ってできたところで、やはり事務局側にもいろいろ行政的な人の配置というのはいろいろ難しいところがあると思うのですけれども、専門官のような、事故調査官のような人が育ってほしいというのは最初から実は言っているのです。若い方に留学していただくとかして学んで、消費者庁の中で少しくぐるぐるするかもしれないけれども長くいて、専門的なことを担ってくれる人がいてほし

いという思いを言っていた側からすると、今、委員が一部継続しているからいいですねということでは全くないということが私の中ではありますので、やはり今後の、そこまで書かなくてもいいですけれども、そこがこの委員会の課題だと私は思っていますので。

○中川委員長 先ほど私が提案したような修文ですとちょうどそれが出てくると思うのですけれども、2回出てくるし、そして、かつそれでは足りないというイメージ。だから、積極肯定的に対応は一部しているのだけれどもまだ足りないよと、それだけではないですよというふうに最後に持ってくるので、ちょうどお二人の意見をちゃんと反映されているかなと思っているのですけれども。

○河村委員 分かりました。お任せいたします。

○中川委員長 では、事務局、そういう感じでテークノートしておいてください。修文を考えたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、中原委員、お願いします。

○中原委員 私もこの参考資料をまとめていただいたのが非常にありがたいと感じております。私は2年前に初めてこの委員に就任いたしましたけれども、長く委員をされている方の中では当然に共有されていることも、私は部会に所属していないこともありまして、分かっていないところもかなりありましたので、こういう形でこの10年間、どういう組織体制で何をしてきたということを客観的事実としてまとめていただいて共有することによって、今も御議論がありましたその引継ぎといいますか、情報を共有して今後につなげていくことにもなると思いますので、この資料は大変ありがたいと思いました。

また他方で、委員長の所感という形で、全体に対する一つの見方というか取っかかりを与えていただいたこともよかったですと思います。ありがとうございました。

○中川委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

報告書の内容案の資料2、それから、資料3、そして、資料4がまとめ紙ですね。資料1というか資料4というかどちらも同じですけれども。そして、資料6と。全部で3つあるわけですが、よろしいですか。大分議論してきましたけれども。

では、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 感想だけです。

私は、委員長のメッセージが非常に明確に載っていて方向性も出ているのでよいかなと思っております。その話と、再三皆さんと議論してきた、我々がどう受け止めてその課題に対してどうしていくのかというのが整合して読み取れるのでよいのではないかなと思います。

○中川委員長 ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、先ほど修文提案がございましたので、この点は私と事務局にお任せいただいて、必要に応じて委員の皆様にご覧いただきたくも思いますが、最終版の公

表はその形で後日決定すると。本日は、その修正を加えた形で報告書について、それから、その他の紙についても私の紙についても御承認をいただいたと取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

予定していた時間が少しございますので、もしよろしければ、ちょっと急な振りですが、公開審議でもありますし、10年間、そして今日、この第5期最後でもありますので、委員の方から一言、特にそれぞれ長く関わられた方もいらっしゃいますし、中原委員のように今期からという方もいらっしゃいますが、報告書を取りまとめること及び今後の姿について何か簡単にコメントがありましたらいただきたいと思います。

急に振って申し訳ございませんが、あいうえお順で小川委員からお願いできればと思います。

○小川委員 小川です。

私は6年間部会で、4年間本委員会で委員を務めております。今、河村委員から指摘のあった点がやはり私も一番気になっている点でして、実は10年前、始まった直後ぐらいに案件を進めていく上で問題になった点が、実は今も同じように問題になっている気がしています。やはり事務局の体制、それから、委員の体制というのがもっとうまく協力していける体制が、やはりまだ必要、発展途上だというのは痛感しているところです。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございました。

では、河村委員、よろしければお願いできますか。急にすみません。

○河村委員 皆さんもうお気づきのように期待がとても高いこの機関を、ですから完全に発展途上だと思っておりますし、私自身最初から、最初は専門委員として、第2期からは本委員として関わっておりますが、全く自分に対しても反省することばかりです。

あと、関わる時間というのが当初思っていたよりもはるかに短いわけです。委員会が月に1回、部会が1回、あるいはなかったりということもありますし、関わりというのが普通の審議会の委員をやっているのとほとんど変わらない感じなのです。そうなるべくと、事務局の側とか調査する側の方たちがほとんどそれを回していることになるわけですが、やはりそういう意味でなお課題がとてもあって、ちょっと危惧するのは、10年経ったことで、これでいいのではないかとこのやり方でいいのではないかと思いついて慣れてしまうことのほうが私は危惧しております、事故調査機関としては本当に発展途上ですし、これでいいと思いつかないで、レベルアップ、ステップアップして専門的にという。

専門的というのは、事故調査についての専門性というのが、どこかに書いてありますけれども、そんな専門家はいないのだと書いてありましたが、だからこそこがそういう人を育てていくということが必要で、個々の分野の専門性は余りにも広いですから、それはやはり専門委員の方たちをお願いするとして、事故調査の基になる、核になるところとか、安全に対する知識とか、安全とはという知識とかをやはりきちんと持った、あと、事故調査の視点をきちんと持った、事故調査のプロセスについても精通した人が育っていき、いい委員会になることを私も期待していますけれども、私も反省しきりの

ところでございます。よりよく育ってほしいと思っています。

まとまりがなくすみません。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

お二方とも同じ方向で、これはあれですね、やはり次の課題ですよ。ずっとの課題かもしれませんが、初期に比べるとまだ回っているほうなのでその意味では肯定的になるのですが、最初の頃の毎回何をやっても本当に大混乱という状態に比べるとまだスムーズになっているのですけれども、今おっしゃったように、本来のものからすると大分まだまだ発展途上だというのはおっしゃるとおりです。日本の行政組織の中の審議会として位置づけていることと、本来あるべき組織の在り方というのがやはりうまく合っていないのですよね。それをどうやって工夫していくかというのは個々の工夫でもあるけれども、何か法制的なことも必要かもしれないというかなり大きな課題ですね。だから、その意味では全然まだまだちゃんと立っていないと言われるとそのとおりかもしれないですね。ありがとうございます。

では、澁谷委員、お願いいたします。

○澁谷委員 澁谷です。

76ページを見ていただくと歴代の委員の一覧表があるのですが、実は私は1期の委員の途中で退任された方の残りの任期をやるというピンチヒッターでしたので1期を少しだけやらせていただいて、そのあとの2期はやっていない状況で、3期から続けて委員をやらせていただきました。

この10年間の先ほども資料を見せていただく中で、この委員会は仕組みを変えることの意見を出していくことに重きを置くべきところで、消費者庁に対して思うことなのですけれども、消費者庁がリスクコミュニケーションの大切さを改めて広めていただく。そしてここは仕組みを変えるというハードなことを担うところで、そして一方消費者庁は、消費者に対してリスクコミュニケーションを進めていただくという役割があるのではないかというのを改めて思ったわけなのです。同じ土俵で消費者とそれからサービスを提供する側と行政とが、消費者にとってプラスの情報もマイナスの情報も出し合って、そこで消費者が正しい選択ができるようにしていくという、本来のそのリスクコミュニケーションの環境を整えたりそれを促したりする、そういうことが実は基本的にはすごく大事なことなのだなというのを改めてこの委員会をやらせていただいてそれを思いました。

なので、この委員会は、そういうことではできない仕組みを変えるところに重点を置いて意見を出していただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

ルールメイキングとかそういう言葉を使ったりもして、報告書、あるいは私の紙の中でも書いておりますけれども、そういうところへの意識が当初よりもずっとどんどん強くなってきたというのが実感するところですよ。ありがとうございます。

では、水流委員、お願いいたします。

○水流委員 水流です。

通しページの78ページのところに、最初の案件なのですけれども、ガス湯沸器の事故のところで、最初のその混乱した時期に専門委員をやらせていただいて、委員会のほうに結果を出すとまたぐちゃぐちゃにされて返ってくるという状況を何度も何度も繰り返していました。

ただ、思ったのは、安全に関する省庁の委員会はたくさんございます。経済産業省のほうにもあると思うのですけれども、そういったものにも関わってきた経験からすると、確かにこの委員会は必要だなと感じた次第です。

というのは、自分もガス湯沸器のことをやってみて、消費者側の振る舞いというか行動というか、そういったところが見えてきたのですよね。やはりその製品やサービスを提供する側と、それを使う側、両方を見る必要があるなということをしごく強く感じました。

それと、消費者のほうの問題もあるけれども、消費者側の困り事というかそういったものが逆に提供側には見えていないことがしごくあって、ゆえに日本の国内で様々なこういった公的な委員会があったときに、消費者の安全を守っていく国であるという宣言を実行する上で、こういう消費者の立場からの意見・考えを提示するものがあるおかげでかなり課題が網羅されていく可能性があるのだなということを感じました。

それから、各省庁との関係性をつくってくださっていますが、最近やっとその関係性もポジティブな関係性になりつつあるかなという気がしています。この良好な関係性はしごく大事なことだと思うのです。ネガティブな関係性をつくってもしょうがないと思うので。もちろん相互に厳しく意見は言いますが、目的とするところは何なのかという、全ては国民のためという同じゴールとなる公的なサービスだと思いますので、その目標達成に向けて共同していくという体制に動いている状況が期待されます。河村委員から見たらまだまだ駄目だと思われるでしょうけれども、とにかくその方向に少し動き始めている兆しはあるのではないかなと感じております。ありがとうございました。

○中川委員長 ありがとうございました。

私も同じように感じております。最初の頃は「安全調査委員会というのは何を言ったんだ」という感じの取り扱われ方をしていたような雰囲気もあったのですがだんだんだんだん。対立するときは対立しているのですけれども、それでも真摯に受け入れてくれて、できるだけやってくれているように見えます。とはいえ、まだ今後も、今やっている審議中の案件でも次期の委員会ではさらに厳しい対立が予想されるものもありますので、そこは今後とも次の委員会に引き継いでいかなければいけない我々の経験かなと思います。ありがとうございました。

では、中原委員、お願いいたします。

○中原委員 中原です。

私は行政法を専攻しておりますけれども、この2年間で感じたことは、安全が問題になった場合に、法規制がそもそもない場合が非常に多いということです。法規制がない

からこそ、この委員会で扱わなければいけないということもあると思います。ただ、その場合に単純に、では法規制をすればよいかというと、そういうものでもなく、この10年間のまとめでは意見具申の総数のうちで法規制の対応を求めたものは4件ということなのですが、なかなか法規制では解決できない、あるいは法規制をするのが難しいということで、業界団体を通じて自主的な対応を求めていくという日本的なやり方が中心になるかと思います。しかし、他方ではいろいろな状況変化でそういった手法も利かない場合が増えてきている中で、どういう方法がよいのかというのが行政法的には非常に興味を感じたところでした。

それからもう一つは、安全の問題というのは、社会的には大きな事故が起きて一気に注目が高まるわけですが、事故が起きなければあまり問題としては認識されない。そういった注目されないところで実際には、この委員会を含めて地道な安全を支えるための作業が行われている。もちろん、事故が起きないほうがいいわけですが、事故が起きないと注目されない中で、発信力強化といった議論もありましたけれども、こういった安全を支える仕事に着実に進んでいくことの重要性を感じました。今後も行政法的に何か貢献できるように勉強していきたいと考えております。ありがとうございました。

○中川委員長 ありがとうございました。

私も中原委員と同じ行政法の専門なのですが、その観点から見ると非常に面白いですね。まさに澁谷委員がおっしゃったような、仕組みをどうつくるかというのが法律以外のところ、でも、場合によってはやはり法的に規制しなければいけないという場面もあって、それから、今後は恐らく法的に規制しても全然利かないというところも出てくるというので、ますます難しい課題が山積かと思いますが、引き続き御協力のほどお願いいたします。

最後になりましたが、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 持丸です。

私の感想としては、私も随分長く、多分最初からずっとやっているのですが、途中からサービス部会というのができたりして、私としては扱う事案が時代に沿って変わってきているなど。再三申し上げましたけれども、何とかそれに対応を、きちんと対応できているかどうかはともかくとして、それに対応できた柔軟性を持てたことはよかったのではないかなと思っています。これから先もネットワークでの取引とかなんかいろいろなことが出てくる中でまだまだ新しいことが起きるような気もするし、それに対して我々も新しい対策を講じなければならないということもあると思うので、引き続き、より柔軟な対応、議論ができるようにして行ってほしいなと思っています。

最後に1点。最初のほうに議論が出ておりました、専門的な人が消費者庁側にも育つといいというのは、私も同じように感じております。一つ私からのサジェスションですが、私どもの親方である経済産業省の中で、標準化を担っている部署だけはちょっと特殊な人事を行っているようなのです。もちろん課長さんは2年ごとに替わっていてまたどこかに行ってしまうわけですが、一部の課長補佐とか中のメンバーはかなりその中で動いていて、相当専門性が高い状況になっております。ちょっと組織の大きさが

違うので、経済産業省の標準部署はかなり大きいのですけれども、一つ参考にして、どんなような形で、人事の仕組みはもちろんあるわけですけれども、その中で専門性というのをいかに確保できるようになるかというのも考えていただければと思います。

私からは以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

いつもいろいろな知恵を授けていただく持丸委員ですけれども、これも参考になるかもしれませんね。委員会からどうこう言うという話ではないのでしょうかけれども、また組織の話ですので別の、長官レベルの話かもしれませんが、ぜひ参考に次に考えていただければと思います。ありがとうございます。

私の言いたいことはもう全部ここに書きましたので、委員長紙に書きましたので省略させていただきます。

皆様、ありがとうございます。

それでは、設立10周年を迎えるに当たっての一連の文書につきましては、先ほどのとおり決定とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、会議の公開はここまでとなりますので、記者の方は御退出をお願いできればと存じます。

### 3. 個別事案について

#### (1) 選定事案

- 「エステサロン等でのHIFUによる事故」について、製品等事故調査部会で行ってきた審議内容の結果について事務局から説明があった。

#### (2) その他

- 「平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故」のフォローアップについて、所管官庁の取組み内容の整理、確認を行った。

### 4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室